

# 平成29年2月26日(日)は、

# 山都町長選挙の投票日です。

## 「山都町長選挙」立候補予定者説明会

立候補を予定している方を対象に、立候補予定者説明会を次のとおり開催します。立候補手続き、選挙運動の注意事項等について説明をしますので、必ず出席してください。

- ◆とき 平成29年1月16日(月) 午前10時から
- ◆ところ 矢部保健福祉センター「千寿苑」 ボランティア室
- ◆内容 立候補届出・選挙公営・選挙運動などに関する説明
- ◆対象者 立候補予定者1人につき3人まで
- ◆その他 立候補に必要な関係書類一式をお渡しします。
- ◆持参するもの 筆記用具・印鑑

## 政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

選挙の有無にかかわらず、政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので注意してください。

## 禁止されている寄附の例

- × お中元、お歳暮、病気見舞い
- × 落成式、開店祝いの花輪
- × 祭りへの寄附、御樽や差入れ
- × 集落の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差入れ
- × 地域の催し物への御樽、飲食物の差入れ
- × 入学祝い、卒業祝い
- × 結婚祝い、香典(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席して行う場合は罰則が適用されない場合もある)
- × 葬式の花輪、供花



■問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎72-1111

## 選挙期日の告示日、選挙期日(投票日)等

山都町選挙管理委員会では、任期満了に伴う山都町長選挙を次のとおり執行することに決定しました。この選挙は、町民の代表を選ぶ大切な選挙です。一票の重みを再確認し、棄権しないで、必ず投票しましょう。

- 告示日 平成29年2月21日(火) ※立候補届出受付日
- 投票日 平成29年2月26日(日)
- 投票時間 午前7時から午後6時まで
- 投票場所 町内53カ所(入場券で確認をしてください)



選挙権年齢は「18歳以上」です!

## ■この選挙で投票できる人■

平成11年2月27日以前に生まれた人で、平成28年11月20日まで山都町に住民票が作成された人が選挙人名簿に登録され、投票することができます。他の市区町村からの転入者については、この日までに転入届出を行った人です。ただし、その後町外へ転出されている場合は投票できません。

※平成29年2月20日現在で選挙権の欠格事項に当てはまる人も、投票できません。

## 投票日に投票所に行くことができない場合は…

### ◇期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある人や、病気やケガなどで歩くことが難しい人などは、投票日前に投票することができます。

### ◇不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などにより、山都町外に滞在している人は、その滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票日前に投票することができます。その他、指定する病院や老人ホームなどの施設に入院(所)している人で、一定の事由に該当する人は、施設の管理者に申し出て、施設で投票することができます。

